

## 肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の 早期救済を求める意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人もいるといわれている。その大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換など不潔な医療行為による感染、すなわち医原性によるものといわれている。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が昨年6月16日に言い渡され、この判決では国の行政責任が認められた。また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が、国と製薬企業を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟において、仙台を除く大阪、福岡、東京、名古屋の各地裁で、いずれも国及び製薬企業の責任が認められたところである。

このように、司法の場では、ウイルス性肝炎の医原性について、国の政策の過ちが明確になっている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓癌に移行する危険性の高い深刻な病気である。

よって、国に対し、肝炎患者救済のため、次の事項を速やかに講ずるよう求める。

### 記

- 1．国は、薬害肝炎訴訟を直ちに終結し、適切な賠償を実施すること
- 2．国は、集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応をとること
- 3．国は、フィブリノゲン製剤および血液凝固第Ⅲ因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月20日

千葉県成田市議会